

第 4 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成28年9月28日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成28年9月28日(水曜日)

午前10時1分開議

午後0時12分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

議案第8号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第51号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第12号）

報告第12号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第14号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第39号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂について

② 「地域医療構想」の策定について

出席委員(7人)

委員長 浦田 祐三子

副委員長 増 永 慎一郎

委員 岩 下 栄 一

委員 藤 川 隆 夫

委員 池 田 和 貴

委員 濱 田 大 造

委員 岩 本 浩 治

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古 閑 陽 一

政策審議監 渡 辺 克 淑

医 監 迫 田 芳 生

長寿社会局長 本 田 充 郎

子ども・障がい福祉局長 松 永 寿

健康局長 立 川 優

健康福祉政策課長 野 尾 晴一朗

健康危機管理課長 岡 崎 光 治

高齢者支援課長 谷 口 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 松 尾 俊 司

社会福祉課長 吉 田 雄 治

子ども未来課長 奥 山 晃 正

子ども家庭福祉課長 富 永 章 子

障がい者支援課長 井 上 康 男

医療政策課長 松 岡 正 之

国保・高齢者医療課長 高 水 真守生

健康づくり推進課長 坂 本 弘 一

薬務衛生課長補佐 稲 生 一 成

病院局

病院事業管理者 永 井 正 幸

総務経営課長 清 原 一 彦

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝

政務調査課主幹 福島 哲也

午前10時1分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

ただいまから第4回厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 健康福祉部の古閑でございます。よろしくお願いたします。

健康福祉部関係の議案の説明に先立ちまして、健康福祉部における平成28年熊本地震への対応につきまして御説明を申し上げます。

熊本地震の発生から5カ月がたちました。この間、健康福祉部では、被災された方々の痛みの最小化を図るため、被災者に寄り添った支援に取り組んでまいりました。とりわけ、応急仮設住宅とみなし仮設住宅を1万3,000戸以上提供するなど、被災者の住まいの確保も着実に進み、初期の対応から復旧、復興へとステージが移行しております。

今後は、仮設住宅で生活する方はもとより、被災者の皆様が安心して日常生活を送れるよう、見守り、生活支援、コミュニティーの形成などを総合的に支援する地域支え合いセンターや、被災者の心のケアを行う熊本こ

ころのケアセンターなどを展開するとともに、医療施設や社会福祉施設の災害復旧を加速化するなど、被災者の一日も早い生活再建と熊本の復興に全力で取り組んでまいります。

また、今もなお避難所で生活されている方々にも、引き続き、しっかりと寄り添った、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、条例等関係1議案、報告5件でございます。

まず、議案第1号平成28年度熊本県一般会計補正予算についてですが、震災対応分で1億1,100万円余の増額、通常事業分で1億6,200万円余の増額を行い、総額2億7,400万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

主な内容ですが、震災対応分では、保護施設等の災害復旧についての助成や周産期医療体制の緊急整備についての助成などの予算を計上しております。通常事業分では、法改正に伴う児童扶養手当の加算額の増分などの予算を計上しております。

次に、議案第51号平成28年度熊本県一般会計補正予算(追号)についてですが、先日の国の経済対策に呼応するものとして、震災対策分で73億6,900万円余の増額、通常事業分で12億1,900万円余の増額を行い、総額85億8,900万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

主な内容ですが、震災対応分では、申し込みの状況を踏まえたみなし仮設住宅の追加確保のための経費や生活福祉資金の貸付原資についての助成などに係る予算を計上しております。通常事業分では、2次救急医療施設の耐震化整備等についての助成などに係る予算を計上しております。

また、議案第8号平成28年度熊本県一般会計補正予算の専決処分及び承認についてですが、震災対応分として252億2,200万円余の増額となる補正予算を8月8日付で専決処分を行いましたので、御報告として提案しております。

主な内容ですが、災害救助法に基づくみなし仮設住宅を追加で確保する経費や、市町村が実施する救助に係る経費の支弁などの予算を計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成28年度の予算総額は2,263億800万円余となります。

次に、条例等関係についてですが、議案第28号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分の報告及び承認について提案をしております。

また、報告関係につきましては、報告第12号一般財団法人熊本県さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外4件を御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂と地域医療構想の策定について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

平成28年度9月補正予算関係について御説明申し上げます。

説明資料の分厚いほうです。予算及び条例等関係と書いてありますほうの資料の9ページをお開きください。よろしいでしょうか。

説明をさせていただきます。

まず、通常分から御説明します。

社会福祉総務費でございます。今回の補正では、1,200万円余をお願いしております。

説明欄をお願いします。

1の民生委員費でございますが、200万円余を計上しており、民生委員、児童委員の活動に伴う費用弁償の増額です。費用弁償の年額は、地方交付税措置額と同額としております。今年度から交付税措置額が増額されたことに合わせて、今回増額をお願いするものです。

次に、2の地域福祉振興費のくまもと型地域福祉推進事業でございますが、900万円余を計上しており、これについては、第3期熊本県地域福祉支援計画に基づき、地域の縁がわの普及促進と活動内容の充実、市町村における地域の見守り体制構築の支援等に要する経費でございます。

次に、3の社会福祉諸費の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業でございますが、12万円余を計上しております。国の経済連携協定、EPAに基づき受け入れた外国人介護福祉士候補者に対し、介護施設が学習支援を行う経費に関する助成でございます。今年度新たに、フィリピンから2名を受け入れる施設に対して助成を行うものでございます。

続きまして、予算関係追号のほう、薄い資料のほうをお開きいただいてよろしいでしょうか。

説明資料2ページをお願いします。よろしいでしょうか。

まず、追号・震災分から御説明します。

説明欄をお願いいたします。

1の災害救助対策費のうち、災害救助事業でございますが、熊本地震による災害に対して災害救助法に基づき実施した応急救助に係る費用でございます。今回、追号分として59億円余を計上しております。内容は、みなし

仮設住宅5,000戸分を追加するものです。

続いて、同じ資料の7ページをお願いいたします。

追号・通常分を御説明いたします。

社会福祉総務費7,500万円余を計上しております。

説明欄をお願いいたします。

1の社会福祉諸費の(1)介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(平成28年国経済対策分)でございます。7,100万円余を計上しており、再就職を支援するための就職準備金の貸し付けを実施する団体に対しまして貸付原資等の助成を行うものです。昨年度の国の経済対策により新設されました再就職準備金の上限額20万円が、今回の国の経済対策により40万円に引き上げられたことなどによる増額をお願いするものでございます。

次に、(2)介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(県負担分)でございます。これは、(1)の国の負担、いわゆる(1)と合わせて、県費を貸付原資として投入するものでございます。その負担割合は、国が10分の9、県が10分の1という負担割合になっております。

続きまして、8月専決予算について御説明いたします。

先ほどの、申しわけないんですが、また分厚いほうに戻っていただきまして、20ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

社会福祉総務費でございます。4億9,900万円余を計上しております。

説明欄をお願いいたします。

1の社会福祉諸費の社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業でございます。1,300万円余を計上しており、社会福祉施設等に対する県外からの応援職員の派遣調整を行うコーディネーターの設置に関する経費について助成を行うものです。これにつきましては、6月補正予算でも県社協分について計上させていただきましたが、今回は、日本介

護福祉士会のコーディネーターについて追加するものでございます。

次に、地域支え合いセンター設置・運営支援事業でございます。4億8,500万円余を計上しており、被災者の見守りや生活再建等を総合的に支援する地域支え合いセンターの設置、運営の支援を行うものでございます。

続きまして、同じ資料の21ページをお願いいたします。

災害救助費でございます。246億円余を計上しております。

説明欄をお願いいたします。

1の災害救助対策費の災害救助事業でございますが、みなし仮設住宅6,000戸の追加、市町村による救助に要する経費の支弁等でございます。

なお、災害救助事業につきましては、4月専決、6月補正、8月専決、9月補正と、4回にわたり予算を計上させていただきました。それにつきましては、別冊と申しますか、別紙のA4、1枚で今回資料を提出させていただいています。

こちらのほうを見ていただきますと、例えば応急仮設につきましても、4月専決では2,100戸だったものが、6月補正で2,500戸を追加いたしまして、現在のところは4,600戸分の予算を確保させていただいています。

次に、みなし仮設につきましては、4月専決で2,100戸、6月補正で1,500戸、8月専決で6,000戸、9月補正で5,000戸、1万4,600戸を計上させております。先ほど、部長の冒頭の説明にありましたように、みなし仮設につきましても、昨日で約1万戸の申し込みがあり、応急仮設につきましては、3千数百戸が完成をしております。約1万3,000戸の仮設住宅の確保が、こういう予算を用いましてさせていただいているところでございます。

災害救助については、的確な時期にちゅうちょなく行う必要がありましたので、数次に

わたり予算計上を行わせていただきました。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課です。

説明資料の2ページをお願いいたします。

こちらは9月補正の震災分でございます。

環境整備費といたしまして1,045万5,000円を計上させていただいております。これは、県の動物管理センターにおいて収容しております被災ペットの適切な飼育管理を行うために必要な屋外施設の整備や医薬品の購入などに要する経費でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

こちら、9月補正の通常分でございます。

まず、公衆衛生総務費でございますが、肝炎対策費といたしまして1,253万8,000円を計上いたしております。これは、熊本大学に設置しております肝疾患センターが行います肝疾患に関する相談、各種普及啓発活動に要する経費についての補助事業でございます。

次に、予防費でございますが、感染症予防費といたしまして1,159万3,000円を計上しております。これは、感染症蔓延防止のために、簡易陰圧装置を整備いたします感染症指定医療機関3病院、それから、新型インフルエンザの発生に備え、個人防護具を整備いたします医療機関に対する助成でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

こちらは専決処分でございます。

宇土市にごございます県の保健環境科学研究所及び菊池市にごございます食肉衛生検査所におきまして、今回の熊本地震により、食品の検査機器、それから顕微鏡等が故障いたしまして使用できなくなっております。その更新費用といたしまして1,863万6,000円を専決処分させていただいております。

健康危機管理課は以上でございます。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

説明欄の1、高齢者福祉対策費の新規事業、介護職員参入支援事業につきましては、介護に従事する者が介護職員初任者研修を受講する際の受講料について助成を行うものでございます。介護施設等に就業後間もない時期の職員に対し、施設等が当該研修を受講させる場合に、その受講費に対し補助を行うもので、介護未経験者の介護職への参入促進、職場への定着を図ることを目的とするものでございます。被災の大きかった地域であります上益城、阿蘇、熊本、菊池、宇城の各地域内の施設等には、8万円を上限とした受講料に対し全額補助を、その他の地域の施設等には2分の1の補助を予定しております。財源は、地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用いたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。

9月補正予算通常分でございます。

老人福祉費で657万円の増額補正をお願いしております。

説明欄の1、高齢者福祉対策費の新規事業、介護アシスタント育成事業につきましては、介護施設への介護補助職、これを介護アシスタントと呼んでおりますが、この導入に係る取り組みに要する経費について助成を行うものでございます。

介護施設において、介護の周辺業務である食事の配膳、ベッドメイク、清掃等に従事します介護アシスタントを導入し、介護福祉士等の介護の専門職が本来の介護業務に専念できる環境を築くことで、介護現場の環境改善、職員の定着、アシスタント業務の介護現場への普及を目的とする事業でございます。この事業に取り組みます介護関係施設、団体

への補助により実施を予定しております。財源は、地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用いたします。

続きまして、資料がかわりまして、予算関係追号のほうをお願いいたします。

こちらの3ページをお願いいたします。

9月補正予算、追号の震災分でございますが、民生施設補助災害復旧費で1億円の増額補正をお願いしております。

説明欄の1、社会福祉施設災害復旧費の新規事業、(1)の老人福祉施設等設備災害復旧事業につきましては、熊本地震により被災をしました老人福祉施設、介護サービス事業所、介護保健施設等の事業再開に要する経費について助成を行うものでございます。補助対象経費は、利用者の送迎用車両やパソコン、机等の事務経費等へ定額の補助を予定しております。財源は、全額国庫支出金でございます。

その下の(2)の老人福祉施設等災害復旧事業につきましては、6月の補正予算で承認をいただきました老人福祉施設等の復旧に要する経費について助成を行うものでございますが、今回の国庫補助率のかさ上げに伴います国庫支出金の増額及び調査への減額による財源更正でございます。

以上、高齢者支援課の9月補正予算といたしましては、合計1億1,400万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、報告事項につきまして御説明を申し上げます。

資料は、また説明資料のほうにお戻りをいただきまして、分厚いほうの資料でございますが、27ページをごらんいただきたいと思います。

報告第12号一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

次の28ページをお開きください。

報告第12号一般財団法人熊本さわやか長寿

財団の経営状況の概要についてにより説明をさせていただきます。

まず、1の財団の概要でございますが、(1)の設立年月日は平成3年11月1日でございます。平成25年4月には、さきの公益法人制度改革によりまして一般財団法人に移行しております。

(2)の設立の目的でございますが、当法人は、高齢者の積極的な社会活動の促進を図るための生きがいと健康づくりに関する事業を行い、活力を持ちながら長寿を喜べる社会の実現に寄与することを目的としております。

(3)の主な出捐者は、県、市町村、民間企業等でございます。ちなみに、総額で5億2,000万円余の出捐をいただいております。そのうち、3億円が県からの出捐でございます。

次に、2の平成27年度事業報告、主なものでございます。

主な事業を3つ挙げております。

1つ目は、熊本さわやか大学の開校につきましては、高齢者の生きがい再発見等や高齢社会のリーダーの育成を目的として実施をしており、平成27年度は、129名の方が御卒業をされております。

2つ目のシルバースポーツ交流大会の開催につきましては、高齢者の健康増進や生きがいづくり促進のために実施をしており、平成27年度は、2,008名の方々の参加がございました。また、全国健康福祉祭の予選会も兼ねており、山口県に140名の選手団を派遣しております。

3つ目の高齢者に関する職業紹介事業につきましては、県総合福祉センター及び各地域振興局に高齢者無料職業紹介所を開設し、ハローワークと連携し、高齢者の方々の能力に応じた職業紹介を実施いたしました。平成27年度は、434名の方の就職に結びつけております。

続きまして、3の平成27年度決算の概要について御説明をいたします。

(1)の経常収益につきましては6,949万円余となっており、前年度に比べ696万円余の減収となっております。経常収益の主なものは、県からの補助金が4,567万円余、同じく県からの委託料収入が1,007万円余となっております。

それに対し、(2)の経常費用は7,526万円余となっており、経費節減の努力により、前年度に比べ304万円余の減となっております。

結果としまして、(3)の当期経常増減額は577万円余のマイナスとなっております。

ここで少し補足をさせていただきます。

平成27年度決算におきましては、このように577万円余の赤字となっておりますが、当財団におきましては、基本財産とねんりんピック基金を合わせた正味財産が約6億円程度ございまして、直ちに財団運営に支障を及ぼす状況ではございません。ただ、当財団では、平成25年度の一般財団法人への移行以来、事業見直し、経費節減等を行いつつ、収支均衡を図る工夫を行ってきておりますが、現時点では、まだ十分軌道に乗っていない状況でございます。このため、現在財団で実施されている事業の中には、事業効果等の観点から、見直し等の検討が必要と思われるものもあり、県といたしましては、今後も、財団に対しまして、引き続き、事業の見直し、経費節減の努力を求め、安定的に収支均衡が図られるよう助言、指導を行ってまいりたいと考えております。

補足説明は以上でございます。

次に、4の平成28年度事業計画の主なものについてでございますが、おおむね昨年度と同様の事業を予定しております。

最後に、5の平成28年度予算の概要についてでございますが、(1)の経常収益は6,280万円余となっており、(2)の経常費用も同額となっております。

予算の執行に当たりましては、より一層効率的な執行と適切な運営が行われますよう助

言、指導に努めてまいります。

高齢者支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松尾認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

9月補正予算震災分でございます。

老人福祉費で1,012万2,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄の1、高齢者福祉対策費の(1)認知症サポーター見守り体制等推進事業災害分につきましては、認知症サポーターが、熊本地震の被災地において、サロン活動など、認知症高齢者等の支援活動に要する経費について助成するものでございます。

次に、下段の(2)認知症疾患医療センター運営事業(災害分)でございます。これは、認知症疾患医療センターで行う、被災しました認知症高齢者等に対します専門医療相談や関係市町村等との連絡会議等に要する経費でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

9月補正予算通常分でございます。

老人福祉費で803万7,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄の1、高齢者福祉対策費の権利擁護人材育成事業につきましては、市町村が行う成年後見制度利用促進体制の構築、市民後見人等養成及び法人後見の広域化の検討会などに要する経費について助成するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は、9月補正予算として1,815万円余の増額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。



民生施設補助災害復旧費で3,249万円をお願いしております。

内容は、被災した救護施設の復旧経費の助成でございます。対象施設は2施設でございます。

次に、予算関係追号の説明資料のほうをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

震災分として、社会福祉総務費で9億2,666万7,000円の増額補正をお願いしております。

内容は、今般の熊本地震に伴い、熊本県社会福祉協議会が生活福祉資金において住宅改修等を図る特例貸し付けを行っておりますけれども、その貸付原資を助成するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

通常分として、社会福祉総務費で60万7,000円の増額補正をお願いしております。

内容は、消費税増税に伴う低所得者を対象とした臨時福祉給付金の支給事務に要する経費でございます。

下段の生活保護総務費につきましては、135万円の増額補正をお願いしております。

内容は、先般の障害者施設での事件を受け、救護施設の防犯対策のため、防犯カメラの設置等に要する経費について助成を行うものでございます。

最後に、専決処分報告及び承認について御説明いたします。

もう一度、追号ではないほうの説明資料のほうをお願いいたします。その23ページをお願いいたします。

生活保護総務費で3,723万1,000円の増額補正を計上しております。

内容につきましては、まず、(1)の総合相談支援事業につきましては、生活困窮に陥った被災者に対し、生活再建に向けた自立支援プラン策定を行う相談員の増員等に要する経費でございます。本事業は、県社協のほうに

委託して実施しております。被災地域の町村社協における相談員の増員等を計上しております。

(2)の自立支援プラン推進事業につきましては、(1)で策定した自立支援プランに基づき家計相談支援等を行っておりますけれども、その支援員の増員等に要する経費でございます。

この2つの事業につきましては、被災した生活困窮者の生活再建に向け相談支援体制の充実を図るため、8月専決で計上させていただいたところでございます。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、震災分の補正予算について御説明いたします。

児童福祉総務費といたしまして180万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

新規事業といたしまして、災害時の子どもの心のケア研修事業を創設しております。これは、保育士や放課後児童支援員、保健師等に対して子供の心のケア研修を実施するための経費で、全額国庫補助事業でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

通常分の補正予算を御説明いたします。

児童福祉総務費といたしまして1,160万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

新規事業として、くまもと結婚応援市町村連携推進事業を創設しております。これは、市町村との連携会議の開催や市町村とともに婚活イベントに取り組む団体等への補助、県全体での機運醸成など、市町村とともに、結婚を望む方の結婚活動を応援していくための経費でございます。

下段に参ります。

公衆衛生総務費といたしまして720万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

(1)の不妊対策事業は、男性向け特定不妊治療に要する費用についての助成を行うものでございます。

(2)の熊本型早産予防対策事業は、妊婦に対して産科と歯科の検診を追加で実施するなど、産科、歯科、行政が協働して取り組む早産予防対策を実施するための経費です。

次に、追号のほうの5ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費といたしまして1億7,000万円の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

これは、熊本地震により被災した児童福祉施設等の復旧に要する費用について、新たに設備整備に関する費用を災害復旧費補助金の対象に加えることとされましたので、その分を計上するものでございます。全額国庫補助事業でございます。

最後に、9ページをお願いいたします。

児童福祉総務費といたしまして3,530万円余の増額をお願いしております。これは、国の経済対策により、保育士確保のための修学資金貸付等事業に関する貸付範囲や貸付額が拡大されたことに伴い、国と県負担の増額分について計上するものでございます。

以上、子ども未来課として、一般と追号合わせまして、震災分1億7,180万円余、通常分5,420万円余の合計2億2,600万円余の増額をお願いしております。

子ども未来課は以上です。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料の7ページをごらんください。

震災分といたしまして、民生施設補助災害復旧費1,800万円余をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

児童福祉施設災害復旧費1,883万7,000円でございます。これは、地震により被災いたしました県立清水が丘学園の体育館及び児童棟の補修工事をするものでございます。

続きまして、資料の14ページをごらんください。

9月補正通常分といたしまして、まず、上段でございます。児童福祉総務費といたしまして30万円余をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

児童健全育成費といたしまして、虐待のない地域・人づくり事業37万3,000円をお願いしております。これは、主に児童虐待を担当する市町村職員向けの研修に係る経費でございます。

下の段をごらんください。

母子福祉費といたしまして3,700万円余をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

1、児童扶養手当支給事業費としてお願いしております。これは、児童扶養手当につきまして、今般法律が改正されまして、支給額の加算がありました。支給加算の内容といたしましては、第2子以降の加算金がございます。この分について補正のお願いをしております。

では、続きまして、資料、追号分のほうをごらんください。

予算関係追号分の10ページをごらんください。

まず、上段でございます。児童措置費として180万円の補正額をお願いしているところでございます。

右の説明欄をごらんください。

1、児童扶助費として財源更正をお願いしております。

(1)児童養護施設等及び里親委託に係る措置費、(2)県に係る母子生活支援施設等運営費の支弁といたしまして、財源更正をさせていただいております。これは、児童養護施設や里親に児童の養育を委託した際に、措置費として、保護者から所得に応じた負担金をいただいております。しかし、地震の被災者に対しまして負担金の免除をさせていただくということで、その免除については国が全額補填するということとなりました。そのため、特定財源のところのその他の欄に上がっております保護者の負担額を減らしまして、国の支出金につけかえさせていただいておりますのでございます。

続きまして、同じ児童措置費の2番、説明の欄をごらんください。

清水が丘学園費として180万円をお願いしております。これは、今回の国の経済対策に上げられました防犯対策強化事業でございまして、児童福祉施設等の非常通報装置、防犯カメラ装置等の安全対策に要する経費としてお願いしているところでございます。

次に、下の段をごらんください。

児童福祉施設費といたしまして1,300万円余をお願いしているところでございます。

右の説明欄をごらんください。

1、児童一時保護所費といたしまして、同じく180万円をお願いしておりますが、これは、先ほど申し上げました清水が丘学園と同様に、児童養護施設の防犯対策費としてお願いしているところでございます。

次の下の段をごらんください。

2、民間施設運営費補助1,215万円でございますが、こちらにつきましても、児童養護施設等の防犯対策強化事業といたしまして要求しているところでございます。県所管の児童養護施設等9施設分の防犯対策費として助成するものでございます。

子ども家庭福祉課といたしまして、以上でございまして。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

9月補正予算の通常分について説明いたします。

説明資料、予算及び条例等関係の15ページをお願いいたします。

民生施設単県災害復旧費で666万3,000円の増額をお願いしております。

説明欄の1、社会福祉施設災害復旧費の希望の里敷地等災害復旧事業ですが、これは、6月の大雨によりまして、宇城市松橋町にあります障害者関係施設等が数多く立地します希望の里の敷地で土砂崩れが発生しましたことから、その復旧に要する経費でございます。

続きまして、追号の災害分について説明いたします。

説明資料、予算関係追号の6ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費で2億7,100万円余の増額をお願いしております。

説明欄の1、障がい者福祉施設災害復旧費につきましても、熊本地震からの復旧経費でございます。

(1)の障がい者福祉施設災害復旧事業は、障害者福祉施設の復旧に要する助成で、国庫補助率のかさ上げ等に伴いまして1億8,100万円余の増額及び財源更正を、(2)の障がい者福祉施設設備災害復旧事業は、障害者福祉施設の設備、備品等の復旧に要する経費に対する助成を新規でお願いするものでございます。

次に、追号の通常分について説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。

障害者福祉費で9億4,900万円余の補正をお願いしております。

説明欄の1、障害者福祉施設整備に要する

助成を、平成28年度の経済対策分として新規でお願いするものでございます。内容は、障害者支援施設の耐震化改築分、1施設4億970万円、防犯カメラの設置等障害者支援施設等の安全対策分、400カ所5億4,000万円でございます。

続きまして、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

予算及び条例等関係の資料24ページをお願いいたします。

精神保健費で4,856万7,000円を計上しております。

説明欄の1、精神保健費の(1)自殺予防相談支援等事業は、熊本地震の発生に伴いまして、県の精神保健福祉センターの自殺予防相談事業の充実を図るための経費でございます。

(2)のこころのケアセンター運営事業は、熊本地震の被災者に対する中長期的な心のケアを行う拠点となります熊本こころのケアセンターの設置及び運営に要する経費でございます。こころのケアセンターは、県の精神保健福祉センター内に設置し、運営を精神病院などが加盟する公益社団法人熊本県精神科協会に委託することとしておりまして、10月中の業務開始を目指して準備を進めております。

次に、下段の民生施設補助災害復旧費で795万7,000円を計上しております。

説明欄の1、障がい者福祉施設災害復旧費のこども総合療育センター施設災害復旧事業ですけれども、これは、熊本地震によりまして、同センターの施設及び設備等の災害復旧に要する経費でございます。

いずれの事業につきましても、一刻も早い被災者に対する心のケア及び設備等の復旧に必要な予算として、8月に専決処分により計上させていただいたところです。

以上、御報告申し上げます。

続きまして、説明資料の25ページをお願い

いたします。

和解及び損害賠償額の決定について説明いたします。

次のページで説明をいたします。

平成28年5月19日に熊本県こども総合療育センターの敷地内で発生しました職員の刈り払い機による除草作業中の飛び石による車両破損事故につきまして、和解及び損害賠償額の決定の専決処分を行っております。

県の過失割合は100%、損害賠償額は4万6,008円でございます。

今後の事故防止のため、作業場所近くには車を駐車させない、あるいは防護ネットを高くするなどの対策をとっているところでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡医療政策課長 医療政策課でございます。

同じ資料の、ページ戻りまして、8ページをお願いいたします。

震災分の予算を御説明いたします。

公衆衛生総務費で2,925万円余の増額をお願いしております。

1の医師確保総合対策事業は、震災の影響による幹線道路の不通などで通勤、帰宅が困難となりました医療従事者の宿泊費等を負担する医療機関に対する助成でございます。本事業は、阿蘇医療圏の医療機関を対象に実施する予定にしております。

2、母子医療対策費の新規事業ですが、周産期医療体制緊急整備事業は、総合周産期母子医療センターであります熊本市民病院が被災したことから、県内の周産期医療体制を緊急的に確保するために、他の周産期母子医療センターが行います必要な設備整備に対する助成でございます。

ページを飛びまして、16ページをお願い

たします。

通常分の主なものを説明いたします。

上段の医務費で909万円の増額をお願いしております。

医科歯科連携訪問歯科診療用機器整備事業は、歯科のない病院等において歯科医師会と協力して行います訪問診療に必要な歯科診療機器に対する助成でございます。

下段の保健師等指導管理費では、1,793万円余をお願いしております。

説明欄2、新規事業ですが、新人看護職員等受入研修支援事業は、他の病院の新人看護職員を受け入れて研修を行います医療機関に対しての助成でございます。

以上、通常分は、合計で2,702万円余の補正をお願いしております。

資料かわりまして、予算関係追号、別冊ですが、12ページ、最終ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1億4,144万円余をお願いしております。

1、保健医療推進対策費の医療施設等施設・設備整備費は、2次救急医療施設の耐震化や重症の小児救急患者を24時間態勢で受け入れる小児救急医療拠点病院の設備整備等に対する助成でございます。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料は、予算、条例関係のほうをお願いいたします。

資料の17ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

右の説明欄、1の健康づくり推進費で2,127万4,000円の増額をお願いしております。

(1)のがん診療施設設備整備事業は、がん診療の充実を図るための医療機器等の整備

で、5病院に対する助成、(2)は、施設の整備に対する助成で、対象は1病院でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の30ページをお願いいたします。

報告第13号公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況の説明でございます。

まず、1、財団の概要でございます。

同センターは、昭和60年に財団法人熊本県成人病予防協会として設立され、平成17年に財団法人熊本県総合保健センターに名称を変更後、平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。所在地は、熊本市東区東町となっております。

県民の健康向上に寄与することを目的として、健康診断及び検診、保健指導や普及啓発等の事業を実施しております。現理事長は福田稔医師会会長、職員数は149名でございます。

続きまして、2、平成27年度事業報告です。

(1)保健事業の確実な遂行につきましては、効果的な受診勧奨など健診の効率化に取り組む、地域保健、職域保健、学校保健のいずれの事業におきましても、計画を上回る実績を達成いたしました。

(2)新たな保健衛生施策等への対応については、平成27年度施行されました事業所でのストレスチェック制度の義務化や全国がん登録制度への移行について円滑な事業運営を行いました。

(3)健診サービスの向上については、検査装置等の更新やコンシェルジュの導入により効果的な受診者サービスを提供いたしました。

続きまして、3、平成27年度決算でございます。

収入額の合計である経常収益の合計は19億5,890万余、主なものとしては、保健事業収

益の19億3,900万余でございます。支出については、経常費用計が18億9,980万余、当期経常増減額が5,903万余でございます。

なお、公益法人の会計基準では、原則黒字を出してはいけないという収支相償という原則がございますが、この黒字部分につきましては、今年度、胃内視鏡室の整備等、公益目的の事業に投資するということにしております。適正に処理される予定でございます。

続きまして、4、平成28年度の事業計画でございます。

おおむね昨年度と同様の事業計画を予定しており、県民の健康づくりに向けて保健事業の充実に努めてまいります。

5、28年度予算ですが、収益、費用とも18億9,840万円余と、おおむね昨年度と同規模の予算額により事業を実施する予定としております。

今後とも、一層効率的、効果的かつ公益法人として適切な運営が行われますよう指導に努めてまいります。

続きまして、説明資料の35ページをお願いいたします。

資料35ページは、報告第39号歯科保健対策の推進に関する施策の報告です。

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の第15条の規定により報告するものです。

事業の内容につきましては、37ページ以降により説明をさせていただきます。

37ページをごらんください。

まず、熊本県の歯科保健の現状についてです。

(1)の子供の歯の状況ですが、1歳6カ月児の虫歯の保有率は、全国で44位。3歳児と12歳児についても、全国順位は、それぞれ42位、45位という状況でございます。

(2)の成人の歯の状況及び(3)の高齢者の歯の状況ですが、これも全国と比べるとやや悪い状況となっております。

(4)の市町村のフッ化物洗口の取り組み状

況ですが、平成27年度の保育所、幼稚園におけるフッ化物洗口の実施率は75.8%、小中学校における実施率は96.7%となっております。

なお、今年度中には全ての小中学校でフッ化物洗口が実施されるよう、実施に向けて指導、助言を行ってまいります。

続きまして、38ページから、平成27年度の主な取り組みの成果についてまとめています。

最初の歯科保健推進事業の(1)から(5)の事業においては、フッ化物洗口事業に対する市町村への助成、介護関係者や市町村歯科衛生士に対する研修、歯の健康づくり啓発などを実施いたしました。

次の丸、医科歯科病診連携推進事業(がん診療)ですが、がん診療における医科歯科連携の拡大に向けて、協議会の開催や人材育成のための研修を行いました。

次に、39ページをごらんください。

最初の丸、障がい児(者)口腔ケア事業では、障害児者の歯科保健の向上に向けて、歯科医師や衛生士を対象とした講演会、実施指導等を行いました。

次の歯科医療確保対策事業では、県歯科医師会が実施する口腔保健センターにおける障がい者歯科診療事業及び歯科医師会が実施する休日歯科診療事業の運営費について助成を行いました。

次の在宅歯科医療確保対策事業では、在宅歯科医療の推進を図る研修会を開催、また、次のへき地歯科診療支援事業では、無歯科医地区の調査結果について僻地医療の関係者へ報告をいたしました。

次の障がい児(者)摂食リハビリテーション等整備事業では、摂食リハビリテーション等を担う人材の育成のための講習会を開催しました。

次の医科歯科病診連携推進事業(回復期)では、回復期の医科歯科連携を拡充する体制づ

くりのため、協議会の開催や人材育成を行いました。

次の歯科衛生士リカバリー研修事業では、未就業歯科衛生士への復職支援の研修会を開催いたしました。

次に、40ページをごらんください。

最初の医科歯科連携訪問歯科診療用機器整備事業では、歯科を標榜していないがん診療連携拠点病院や回復期病院へ訪問歯科診療を行うため、医療機器の購入費について助成を行いました。

次の在宅介護歯科口腔保健推進設備整備事業、さらに、次の在宅歯科医療連携室整備事業、次の在宅歯科診療器材整備事業では、在宅歯科医療の推進を図るための医療機器の購入助成や相談窓口の設置を行ったものです。

下から2つ目、新規事業の歯科医師向け認知症対応力向上研修では、歯科医師による認知症の早期発見を含む対応力向上のため、認知症の基礎知識や認知症患者への対応のポイント等に関する研修を行いました。

次の健康教育推進事業及び次の41ページ、歯・口の健康づくり研究推進校の指定、次の歯・口の健康づくり推進事業では、教育庁において、学校での歯科保健推進のための研修会の実施や研究推進校の指定、情報提供を行ったものです。

最後のその他関連事業の成果として、熊本型早産予防対策事業を実施し、妊婦の歯周病健診の結果を分析し、報告会での説明や啓発、指導の作成を行いました。

次に、42ページから、平成28年度の主な取り組みの概要についてまとめていますが、取り組みの概要につきましては、ただいま御説明いたしました平成27年度の取り組み内容と重複する事業となりますので、説明を割愛させていただきます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○稲生薬務衛生課長補佐 薬務衛生課の稲生と申します。本日は、課長の大川が出席できませんので、私のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、補正予算について御説明申し上げます。

予算及び条例等関係説明資料の18ページをお願いいたします。

薬務費で49万9,000円の増額補正をお願いしております。

この薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業は、県民みずから医療関係者の助言を得る等しながら健康の増進を図る、いわゆるセルフメディケーションを推進するため、薬局、薬剤師を活用した健康情報の拠点づくりに要する経費で、国の委託を受け、全額国庫で行うものでございます。

国の内示増に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

次に、報告議案につきまして御説明申し上げます。

まず、同じ資料の31ページをお願いいたします。

報告第14号公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

これにつきましては、次の32ページの概要をもとに御説明申し上げます。

まず、1の財団の概要でございますが、この法人は、アイバンク事業及び移植医療の普及促進に関する事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として昭和54年3月29日に設立され、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行しております。

次に、2の平成27年度事業報告でございます。

まず、1つ目の普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう普及啓発を行っております。

2点目の移植希望者の調査事業では、腎移植希望者の登録更新診察会等を開催した結果、16件の腎移植希望者新規登録があり、138件の登録が更新されました。

次に、3点目の摘出あっせん業務により、眼球の提供者が13人で25眼、利用眼球数は20眼でございました。

3の平成27年度決算でございますが、経常収益の決算額は1,020万円余であり、このうち、基本財産運用益が185万円余、事業収益が300万円、補助金等が502万円余となっております。

次に、経常費用でございますが、決算額は1,101万円余であり、このうち、事業報告で御説明しました3つの事業を含む移植推進事業費は748万円余となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は81万円余の赤字となっております。

4の平成28年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業を実施しております。

最後に、本年度の予算でございますが、おおむね昨年度と同様の予算額により事業実施する予定としておりますので、経常収益は1,129万円余、経常費用は1,128万円余となっております。

続きまして、資料の33ページをお願いいたします。

報告第15号公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

これにつきましては、次の34ページの概要をもとに説明申し上げます。

まず、1の財団の概要でございますが、この法人は、理容、美容、旅館などの生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて、利用者または消費者の利益の擁護を図ることを目的として昭和58年3月22日に設立されたも

ので、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行しております。

次に、2の平成27年度事業報告でございますが、1つ目の生活衛生関係営業指導事業は、経営相談、融資相談及び苦情相談に対応するものです。

2点目の景気動向等調査事業は、県内の70の生衛業者に対して、景気動向や設備投資の動向を四半期ごとに調査するものです。

3点目の生活衛生営業振興助成事業は、各同業組合が実施する生衛業の振興のための事業に助成するものでございます。

次に、3の平成27年度決算でございますが、経常収益の決算額は1,923万円余であり、このうち、県補助金が1,621万円余、事業収益が242万円余となっております。

次に、経常費用でございますが、決算額は1,912万円余であり、事業報告で説明いたしました生活衛生関係営業指導事業その他2事業に要した費用です。

経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額は11万円余の黒字となっております。

次に、4の28年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、本年度の予算額でございます。おおむね昨年度と同様の予算額により事業実施する予定としており、経常収益は1,862万円余、経常費用は1,860万円余となっております。

ただいま御説明申し上げました2つの財団の予算執行に当たりましては、今後とも、より一層効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいと考えております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が



終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 前回は申し上げましたけれども、周産期医療ですけれども、市民病院がああいう状態になって福田病院の周産期センターに補助をされるということですが、お金持ちの病院に補助されるということ、まあ、いかぬとは言いませんけれども、ただ、ほかには熊本大学医学部しかないんですね、周産期医療のセンターは。以前は日赤病院もあったと聞いております。だから、日赤病院あたりに、再開といいますかね、周産期医療のセンターの再開をお願いしたらどうかと思うんですけれども、市民病院がまだ4年ぐらいかかるでしょう。周産期医療はちょっと不足ですね。

ここは医療政策課ですか。日赤病院に要請をされる予定はないかということが1つ。

○松岡医療政策課長 県内のまずNICUの状況ですが、今委員おっしゃいましたように、熊大病院と福田病院。一応、計画当初、今はNICUはございませんが、PICUとして、いわゆる小児の救急医療を担っていただく病床として、赤十字病院のほうがベッドはございます。今回の被災で赤十字病院そのものも被災をされて、実際、20床ほど今ベッドが工事中というふうに伺っております。

周産期医療につきましては、そもそも、赤十字病院のほうが受け入れを現実的にされてなかったということもあり、また、小児のほうのベッドもかなり、周産期だけじゃなくて、今満床状態ということもあって、現実的に周産期の子供を受け入れるということは難しいというような御意見でございます。

熊本市民病院の患者さんについては、県内での熊大、福田病院では当然カバーできませんので、県外の福岡市あるいは大学病院等、

九州内の病院にかなりの数受け入れをお願いしているというのが現状でございます。

○岩下栄一委員 結論から言うと、足りてないということですね。福岡、あるいは大分の周産期のセンターに熊本から随分転院されているけれども、やっぱり家族の、何といいますかね、交通とか何か非常に便利が悪いですね、福岡や大分まで一々行かないかぬから。そういうことを考えますと、ちょっと足りてないなという感じはしますので、ぜひ、日赤が無理ならしよとありますがありませんけれども、一応話してみられることは必要だと思います。

○松岡医療政策課長 今回、機器整備の助成先というのが福田病院と熊大病院で、NICUの新たに病床をそれぞれ3床ずつ臨時的に増床をしていただく予定でございます。

もともと、熊本市民病院が18床あったものが、今ゼロになっているということ、それと、熊本市民病院でも、来年の1月までには仮設病棟ということでNICUを9床復活させるというような計画を今お持ちでございます。

したがって、9床プラス福田の3、熊大の3、15床については、もともと18床あった分の15床については近いうちに受け皿ができるということでございますので、その新しく受け皿となるベッドの稼働状況等を見ながら、今後またさらに不足する分があれば、県内の医療機関等に御相談等をしていきたいと思っております。

○岩下栄一委員 市民病院の仮設病棟というのは、例の東町ですか。次に移転する先ですか。

○松岡医療政策課長 今現在の病棟の管理棟、いわゆる事務棟の部分を改修されるというふうに伺っております。

○岩下栄一委員 そうですか。ありがとうございますございました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○藤川隆夫委員 こころのケアセンターが今後動き出すわけなんですけれども、震災から5カ月ちょっとたってますけれども、今までのメンタルヘルスケアですね、小学生、中学生初め学生及び成人の方々のメンタルヘルスケアの実際の対応状況というのは、まあ、D P A T等が行われてたと思うんですけれども、その状況がわかれば教えていただければと思います。

○井上障がい者支援課長 今委員おっしゃったように、各県のD P A Tが、避難所ですとかそういったところの心のケアに当たっておりますが、10月からは、県の精神科協会加盟の病院で組織するD P A Tが心のケアに当たっております。

対応の状況なんですけど、依頼があったところに対しては、行政の職員に対して話をするとか、それとか、学校の先生たち、依頼があったところに対してそういった心のケアに関する支援をやってきております。

精神保健福祉センターの通常の相談業務の中では、発災後に相談件数が特にふえたという状況は見てとれないという状況でございます。去年と比べてあんまり変わってないという状況でございます。

今後、10月には、こころのケアセンターの業務を開始したいというふうに思っておりますので、いろんな機関と連携しながら心のケアに当たっていききたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 これは震災後5カ月たったけれども、この問題自体はもっと何年もかか

るような話だろうと思いますので、当然これはケアを続けていってもらわなきゃいけないんですけれども、ただ、実態としてニーズがどの程度あるのかというのをまず把握しとかなないと対応もとりにくいのかなと思ったので、ちょっと聞かせてもらったんですけれども、それなりのニーズがあって、いろんなところに訪問されたり、あるいは個別の相談を受けたり、いろんなことがあるのであれば、できれば、統計とかデータの的に処理しといてもらったほうがわかりやすいのかなと思ったので聞かせていただきましたけれども、それは今後できますかね。

○井上障がい者支援課長 各市町村に地域支え合いセンターができて、多職種の職員がいろんな相談に応じることになりますが、そういった中で、心のケアが必要な方については、そこから情報をもらって、アウトリーチで、訪問で相談を受けたり、あるいは直接電話での相談を受けたりはしますが、そういった統計的な情報は、きちんと整理をした上で報告書としてまとめていきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに。

○岩本浩治委員 今回の防犯対策の強化及び防犯カメラの設置等々の補正が組まれておるわけですが、これは非常にメンタル的な部分があるわけなんですけど、これの運用というのは大体どういうふうなことでされているのでしょうか、お聞きしたいと思うんですが。

○井上障がい者支援課長 さきの障害者支援施設での事件を受けて、国のほうも経済対策で予算を計上するというところでございますが、それを活用して本県でも安全対策を充実

させていくということなのですが、従来、障害者の施設、ほかの施設についても、地域に開かれた地域との交流、こういったことをずっとやってきていただいております。そういった中で、今回、安全対策ということで、防犯カメラを設置したりとか夜間の警備体制、そういったところの充実というふうなところが図られることになっておりますが、県としては、法人施設を指導する中で、マニュアルをつくったりですとか、防犯体制をきちんと体制をつくる、あるいは関係機関、警察との連絡体制とか、そういったところをきちんと整えるようにというふうな指導をしていくことにしております。

○岩本浩治委員 今言われましたように、やはりカメラになりますと、これはプライバシーが前面出てきてしまうわけなんですね。ですから、このカメラの場合は、ちゃんとした運用をつくらないといけないでしょうし、安全対策、神奈川の問題でこういうのが出たんですが、やはり障害の方であろうと、児童施設、養護施設にいらっしゃる方で子供さんであろうと、そこにはやっぱり1人の、何ちゅうですか、プライバシーというのを重要視していかなければならないんじゃないかと思うんですね。まあ、障害があるというだけで、検察庁あたりも、何か障害者がやったんじゃないかなという感覚を持たれておったりしてますから、これについて十分な、細かい、詳細にわたる各施設のほうへの通達をお願いしたいなと思うわけでございます。ぜひお願いしたいと思います。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はないですか。

○濱田大造委員 健康福祉政策課にお尋ねですが、仮設住宅なんですが、この前、福島県の県議会議員の方と話す機会がありまして、

5年半、東日本大震災からたつんですが、仮設住宅から全然抜け出せない状況であります。復興住宅に関して早い時期からもう考えてたほうがいいですよとアドバイスをいただきまして、今、4,600戸、応急仮設住宅に入られてて、建設して、どの程度復興住宅というのが予定しているというか、見込んでいるか、その辺をお聞かせください。

○野尾健康福祉政策課長 予算上は今4,600戸確保しておりますが、実際着工しておりますのが、きのう時点で4,293戸です。完成しておりますのが3,847戸、89.6%完成しているようになっております。

以上です。

○浦田祐三子委員長 復興住宅……。

○野尾健康福祉政策課長 復興住宅につきましては土木部で所管しておりますが、いろいろ生活再建の関係で話はさせていただいております。各市町村において、土木部のほうから早目に着工するようにというふうな話をさせていただいております。私たち今詳細な資料持っておりませんが、早期に着工できるように用地の選定とか進められているというふうに今私どものほうは聞いております。

○濱田大造委員 了解です。

○池田和貴委員 済みません、今の話で、今のは応急仮設住宅に住まわれている方ですね。みなし仮設に入っている方で、復興住宅にというか、それに入られる方もいらっしゃるんですかね、そういう人たちも。

○野尾健康福祉政策課長 委員がおっしゃったように、仮設住宅と申しますのは、建設型と民間借り上げ型と2つあります。それは、

皆さんたちがどちらをとるか、その先の災害公営住宅、そっちのほうは、ついの住みかみたいに次の段階の住宅になりますので、あくまでも、みなしにしても応急仮設にしても一時的な住まいと捉えていただいて、あとは、皆さん方がどういう考えで住まいを確保していくか、それは、市町村のほうでいろいろな基準をつくったり、対応し、やっていくものと認識しております。

以上です。

○池田和貴委員 であれば、やはり応急仮設住宅が今4,600戸ですね。みなし仮設のほうが一万4,600戸あるんですね。ということは、対象、約2万戸ぐらいだというふうに見ていいんですね、大体ざっと考えて。とすると、今説明では、応急仮設の話から入っていったんですけども、その3倍あるみなし仮設に入っていらっしゃる方、こういう方々がどういうふうを考えているかというのかなり重要になってくると思うんですけども、当然それも頭に入っている説明と考えるとよかですよ。

○野尾健康福祉政策課長 委員御指摘のように、先ほど説明が不足しておりますのは、地域支え合いセンターを9月末から10月頭にかけて、各市町村、被災を受けた市町村に稼働させていきます。その地域支え合いセンターの目的といたしましては、被災者の方々、仮設の方、みなしの仮設の方、在宅の方、それぞれにしっかりとアウトリーチをして、情報提供をして、生活再建の道をいろいろな情報を提供しながらアドバイスをしていくという動きになっています。

おっしゃったように、問題と申しますのは、みなし仮設でも、例えば町外に出られる方たち、その方たちにどうしっかりとアウトリーチして情報を出していくか、そうしないと、やはり御自宅近くに帰ろうとしても、な

かなか情報が行き届かないといけませんので、その点につきましては、市町村のほうと、実際市町村社協に委託はするんですが、市町村、市町村社協と県、県社協、この4者でいろいろな情報交換の場を持ちながら、または、先ほど県の役割として2つありまして、1つは、そのように市町村が建てます地域支え合いセンターに対して補助を出しますとか、あと1つは、地域支え合いセンターで雇ういろんな相談員の方たちの研修事業を県社協でやっていきます。その中で、先ほど濱田委員がおっしゃったように、いろいろな県、今までの、例えば兵庫県でございすとか、宮城でございすか、そういうところで経験なされた方に来ていただいて、経験談を語っていただいて、私たちが今後、おっしゃったように、みなし仮設の方、在宅の方をどう生活再建に向けてやっていくかというのをしっかり受けとめた上で、生活再建を進めていきたいと思っておりますので、委員御指摘の点は十分留意した上で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。ぜひ県のほうでうまくやってください。よろしくお願ひします。

続けていいですか、委員長。

○増永慎一郎副委員長 今の関連でいいですか。

○浦田祐三子委員長 関連で副委員長。

○増永慎一郎副委員長 今応急仮設がそれぞれ被災された市町村でつくられる場合に、非常に戸数が見立てよりもだんだんふえて、当然半壊も入れるようになったので、ふえていったんですけども、今回、今後市町村が計画を立てられて復興住宅をつくられる際に、

今、池田委員が言われたように、みなしの部分と、今応急仮設に入っている部分あたりから、どれくらいの方々が復興住宅のほうに入られるかというのは、今さっき土木の所管というふうな話があったんですけども、要は、その辺のすり合わせをしとかないと、町もなかなか見立てが合わないので、計画の中にどれくらいつくるかという入れられないと思うんですよ。また、ちゃんと見立てをきちんとやるとかないと、住宅地の確保ですね、町のほとんどの場所が、今仮設が建って、新しく住宅を建てる場所というのは多分ないと思うんですね、当然。今はどうかわからないんですけども、仮設をそのまま住宅としてしばらく使えるようなのも何かあるみたいな感じもするんで、その辺はちょっと要望なんですけれども、きちんと町あたりには、東北あたりのデータをとられて、見立てがきちんとできるように早目に、県のほうからでもいいですから、市町村に投げかけていただいたほうが、スムーズに復興住宅に進めるような形になるのではないかとこのように思っておりますので、これは要望でお願いしておきます。

○野尾健康福祉政策課長 委員の御指摘はしっかり受けとめてやっていきたいと思えます。

私の説明で、先ほど申しました復興住宅、災害公営住宅については土木の所管というふうに、ちょっと縦割りの発言をしてしまい、おわびします。

実際申しますと、生活再建というのは、やはり救助法の中で、健康福祉部、土木部関係なく県全体でやっていきますので、委員の御指摘の点はしっかり受けとめて、土木部と連携しながらやらせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○浦田祐三子委員長 しっかり連携しながら

お願いしたいと思えます。県と市町村もしっかり情報を共有しながらやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○池田和貴委員 社会福祉課のほうにお尋ねをしたいんですけども、今回、9月の補正予算のほうの、これは、追号の4ページに、生活福祉資金貸付事業で9億2,600万積んであります。これは国庫が6億9,000万で一般財源も2億3,000万入れるんだと思うんですけども、これはかなりの金額が来るのでこの金額になっていると思うんですけども、これでまず足りるのかどうかということと、それと、またこの生活福祉資金の貸付事業というのは、まあ、通常分もあるんですよ。これは大体どれくらい、いわゆる返ってこないという部分というのも結構あるわけでしょう。これは今までどれくらい、いわゆる返ってこない分があるとか、その辺の数字はわかりますか。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課です。

まず、予算立ての中身からお尋ねがありましたので御説明しますと、貸付見込み件数につきましては、この予算措置をするときに、7月ぐらいの段階で、毎日のように社協のほうにお問い合わせがあってました。200件とか100件を超すぐらい相談件数があってまして、最近は大體減ってはいるんですけども、そういった中で、その当時、1割ぐらいは実際の貸し付けに回るのかなというふうな見立てで件数を出しまして、1,236件という件数を出しました。その後、金額のほうにつきましては、東日本震災時の実績というのがありましたので、それが75万ということで、それを掛け合わせたところで9億2,600万円余というふうな数字を出しております。

足りるのかという話につきましては、もともと社協のほうには、この生活福祉資金ということで、国、県からお金が積んでありまし

た。その数字は、平成27年度末で約39億、40億弱ぐらい使えるお金としてありまして、震災直後に緊急小口貸付金、これが最初スタートしまして、それが約16億を超えぬぐらい出ました。今回の貸し付けが、仮に9億、通常分がある一定程度出ても原資は枯渇しないのかなという水準で今考えております。

それから、どのくらい戻ってくるのかという話なんですけれども、やっぱり低所得者の方がたくさん借りられますので、どうしても返ってくる率というのは低くなっております。平成26年度とか27年度の単年度ベースで申しますと、その時点で返ってくるお金の約2割弱ぐらいしか返ってきてないというふうな状況です。ただ、通算すると、約6割ぐらい返ってきているような状況にあります。

いずれにしても、今回、いろんなお金、こういった緊急小口にしろ、新しく始まる経済対策分の貸し付けにしろ、高額のお金が出ていって、その償還をしっかりとやらなくちゃいけないと思っていますので、今社協のほうでは、以前から相談員さんを雇ったり償還指導員の方を配置してやってますし、最近では、法律の専門家の方、司法書士さんなんかと連携して、償還対策とか法的措置の検討もされています。それから、最近始まった生活困窮者対策と連携も進めていっておりますので、そういうことで頑張っていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

この生活福祉資金貸付事業ですね、今おっしゃったように、低所得者の人たちからすると、いわゆる最後のセーフティーネットの中の一つの装置だというふうに思うので、これはこれで私非常に重要だというふうに思うんですが、ただ、やっぱり先ほどの説明があったように、8割ぐらいが返ってこない、逆に言うのですね。通算すると4割ぐらいは返っ

てこないお金になってしまうと。いわゆるモラルハザードはその辺ちょっと大丈夫かなと思うのがちょっと1つあって、それとあわせて、生活困窮者、事務費も23ページに出て、県社協とすると、あわせながらやっていくことになるんだろうと思うんですけれども、ただ、いわゆるお金を貸し付けて、それを回収するという事業は、もともと県社協が想定したような事業ではないんだと思うんですね。いわゆる低所得者の人たちに寄り添った相談とかそういうことはできますけれども、現実にお金を貸して、またそれを回収する事業というのは、これは、いわゆる銀行とか、いわゆる別の特別なスキルが要るわけで、ここについては、例えば、今県社協自体がこういうスキルを積み上げていくこともまず大事だろうと思うんですけれども、それとは別に、消費生活センターが委託をしてやっているように、県が民間に委託してやられている事業もあるんですね。そういったところとも連携してやっていくほうが私はいいんじゃないかと思うんですよ。というのは、熊本は、全国の中で数少ない、そういう民間事業者がこういう生活困窮者のための貸し付けをして、伴走型で生活指導もしながらやっていく事業をやっている地域なんです。これは全国でも3カ所か4カ所ぐらいしかないうちの1カ所なんですよ、熊本は。

だから、そういう意味では、そういったところと、この生活支援貸付金事業とか生活保護の生活困窮者対策を連携してやっていくと、多分全国でもいい形ができてくるんじゃないかと思うんですよ。だから、その辺はぜひ考えていただければどうかなと思うんですけれども、その辺、今までもしやられていたりしたら、ちょっと教えていただけますか。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課です。

今おっしゃった民間の貸し付けというの

は、グリーンコープ生協ですね。この生活困窮者対策の中で家計相談関係の事業は、うちの事業とか県内の事業は、グリーンコープ生協さんに委託してやっている例が多いです。県のほうも実際そうしてもらっています。

今回の被災直後も、実は、社協のほうの自立支援の窓口が、やっぱりボランティアセンターの運営等で少し対応が難しくなりましたので、その際には、グリーンコープ生協のほうで、県外からの人も入り込んで、自立支援の窓口を応援するということが行われました。

そんなことで、いろいろ連携をとりながらやっておりますし、今後も、委員のおっしゃったことあたりは、社協のほうにきちんと伝えて充実強化を図っていきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

もうそうやって連携をやられていることは私は非常に素晴らしいことだと思います。でも、私がちょっとグリーンコープさんからもお話を聞いたりしているんですけども、やはり採算的には厳しいという話と、なかなか人手も足りないという話もあるんですね。すると、こういうのをやってくれる人たちはもっとほかにふやす努力とか、やっぱりそういうのも、ノウハウ自体はたまっていつているわけですから、そういうのも考えながらやっていくと、生活困窮者対策というのは進んでくるんじゃないかと思しますので、まあ、大変かとは思いますが、その辺も、例えば、ほかの商工観光労働部とかそういったところと連携しながらやっていただければと思いますので、これはまあ要望しておきます。

○濱田大造委員 23ページのこの生活保護の困窮者というのは、今回の震災で具体的に何人ぐらいいたか、もう一度教えてください。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課ですけども、何人という——生活困窮者そのものの定義が余り明確ではありません。数字上の、例えば幾ら幾らの所得が生活困窮者だとかいうふうな定義がありませんので何とも言えないんですけども、関連する数字とすれば、今回県社協さんのほうで生活福祉資金の緊急小口資金の貸し付けが始まりまして、そのとき申し込まれた方が1万2,000人ぐらいいらっしゃいました。

○濱田大造委員 了解です。

○藤川隆夫委員 高齢者支援課で、11ページのこの介護アシスタント育成事業、こういう事業をやっていただいて、介護に興味を持って介護現場に入っていただくという趣旨もあるかというふうに思いますけれども、いい事業だと思うんですけども、この介護アシスタントというのは、一体どのレベルまでできるのかと。さっき配食とかそういう話ありましたけれども、介護現場に入ると、当然、軽介助等も含めて、入浴介助だとかいろんな介助がありますよね。そこができるのかできないのか、恐らくこの話だとできないんだろうと思うんですけども、一体どのレベルまでできるのかというのがわかんないと、現場にこの人が入ったとした場合に、逆に言うと、入っている入所者はそういう区別はつかないわけで、ちょっとしたことをやってねと言って、簡単にできることだったらやる可能性がある。そのときに事故が起こったり何かしたときにどうするんだという問題必ず出てくると思うんですよ。いい事業なんだけれども、どっかでくくりをしとかなないと今言ったような話が起こるので、一体どこまでこれはできるのかな。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

この介護アシスタントが担う業務についての御質問であったかと思いますが、このアシスタントにつきましても、実際、介護業務につきましても、これは担当はしないということで、10月から3月までの期間の中で、大体3カ月ぐらいの雇用を今想定してまして、その中では、介護の仕事そのものは介護の専門職さんに専念してやっていただくと。その周辺業務であります、先ほど少し触れましたが、食事の配膳とかベッドメイクとか清掃とか、そういった周辺業務をアシスタントの方に担っていただいて、介護現場の環境改善を図っていく、そして介護職員の方の職場への定着を図っていくということを中心としたところがございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。まあ、当然そういう話だろうと思ったんですけども、やっぱりある意味、施設側ですよ、やっぱり介護職員がいないので、これを利用して入れて、変な使い方をする事業所だって出てくる可能性あると思うんですね。要は、いるからちょっと使う世界に入ってしまうと、さっき言ったようなことが起こるので、ある意味、いい事業なんだけれども、ちょっと注意しながらやっていってもらわないと困るかなという話で、そういう形でやっていただければと思います。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

このアシスタント事業を実施するに当たっては、アシスタントの方を一応まず募集をしまして、その方たちには、一定の研修もすることを考えております。

あと、受け入れる施設のほうにつきましても、この人たちに担ってもらう業務については、しっかり明確にってもらうというようなこともあらかじめちゃんと説明をしていただいて、事業は実施をしていく予定にしております。

ます。

○藤川隆夫委員 そういう形でぜひやっていただければと思います。

○岩本浩治委員 今の関連ですが、介護職員が抜本的に足りない、そして介護職員がついても、やはりやめていく、その原因は押さえていると思うんですね。やっぱりその原因を改善していかなければ、やはり介護職が足りない、足りない、こう移行して、やはり汚い、安いとかいうふうになってくるんじゃないかと。やはりこれを押さえていると思いますので、その押さえている部分をやっぱり改善をさせていかなければいけないんじゃないかと思うんですけどね。どういう部分で介護職が定着しないのかわかっている……。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

介護職員の方がなかなか参入が難しいとか、少し離職も多いとかいったことが今言われておりますが、その原因といたしましては、やはり仕事の割には賃金が低いというようなことが言われております。県といたしましては、介護職員の参入や定着を図る取り組みをいろいろなことをやっておりますけれども、この事業に関しましては、介護の専門職の方も周辺業務である清掃とか、そういったベッドメイクとか、本来、介護業務じゃないような仕事にも結構追われているという実情もございますので、そういった部分については、本来、専門職の方がやるべき仕事じゃないというような考え方から、その部分については、今回、介護補助職の方、アシスタントの方を導入して、そこの分をアシスタントの方にまずやっていただいて、介護の専門職の方は介護の仕事に専念をしていただくと。それによって介護の現場の環境改善を図ることによって、介護職員の参入促進、あるいは介



護の専門職の方の定着を図っていくと。そういったことを狙いとした事業として今回御提案させていただいております。

以上でございます。

○岩本浩治委員 ぜひ、社会福祉法人は繰越金が残りが過ぎていてよく批判を受けますが、その部分で使っていけばと思うんですよね。ですから、その部分でぜひ指導をしていただければと。まあ、指導ということは大変失礼ですので、助言をしていただいて、やはり介護職としての専門職に近づけていくとかですね。それと、やっぱり人件費だと思います。だから、この部分を魅力ある人件費を出していくような介護施設でなければいけないと思うんですよね。どっちみち社会福祉法人は監査されているわけですから、言えればいいじゃないですか、上げなさいと。

そうしなければ、介護では、保育も一緒なんですけど、やはり集まってこないと思うんですよ。特に、ぜひその部分では、いろんな助成使ってもそれで終わってしまっていくんであれば何もならないんじゃないかというふうに私は思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○本田長寿社会局長 私のほうから、介護のほうと、あと、社会福祉施設の監査とかも担当しておりますので、まとめといたしますか、そういうことでちょっと発言したいと思います。

委員御指摘のように、そのような実態もあるということも認識はしておりますのでございます。ただ、御存じのように、措置の部分がかなりなくなってきたものですから、以前措置費時代には、かなり厳しくといたしますか、監査の中でも、使途とかについてこういう立場があったのでございますけれども、現在、介護報酬とか、障害の方もそうですけれ

ども、契約制度になってきまして、ある意味、医療の世界に近いようなことになってきましたものですから、なかなか給与水準の具体的なところまで厳しくということは言いづらくなってきたところが実情ではございます。しかし、確かに、全体の法人の経営の中で、ある程度のかんりの余裕とかそういうものがあるものについては、今度も、社会福祉法の改革で、そこを計画的に社会のために使うようにという法改正がなされましたけれども、それとあわせまして、そういう給与の適正な、余りにもちょっとどうかなというようなところについては、助言という形では少し言及するということも考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩本浩治委員 よろしく申し上げます。

○岩下栄一委員 健康危機管理課ですね。感染症予防ということが非常に大きな命題になっておりますけれども、瓦れきやら何やらいっぱいまだあって、蚊がとっても発生しやすい環境になっているのでね。そういう中で、来年の夏あたりが日本脳炎あたりがえらいふえるんじゃないかなと予測されているけれども、デング熱とか、あるいはジカ熱ですね、リオデジャネイロに日本人がやっぱり何万人と、2万人ぐらいの人が行って、蚊に食われて、恐らくウイルスを保菌して帰ってきていると思うんですよ。だから、日本でもこのジカ熱が私は来年ぐらい発生するんじゃないかなと思っています。特に熊本は、地震被害の中で環境が非常に悪化しておりますので、蚊が異常に発生して、ジカ熱あたりも来年あたりから出てくるんじゃないかなというふうな危機感があるわけですね。そういう点をどういうふうにお考えかというのが1つね。

もう1つあります。もう1つは、保環研、保健環境科学研究所が地震の被害を受けたと

ということで、保環研には、熊本県内の放射能を測定するモニターが設置されておりますけれども、まあ、そのモニターが破壊されたんじゃないかと、損壊したんじゃないかというふうな危機感も持っております。特に、薩摩川内の原発が再稼働の中で、奄美群島区やらどこそこで地震が多発して、三反園知事じゃありませんけれども、薩摩川内の原発は必ずしも安全とは私は言い切れないと。そういう中で、保環研の放射能測定装置あたりが健全に稼働しているかどうかということが1つ心配の種です。

この2点についてお願いします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課です。

まず、1点目のジカウイルス対策でございますが、今回のリオデジャネイロ・オリンピックについては、幸いなことに、国内で、リオから帰ってこられた方で、ジカウイルスに感染したという方は今のところ報告は上がっておりません。

一方で、世界的に見ますと、東南アジアでもジカ熱が出たりとか、国際的には広がりつつありますので、蚊が発生し始める春から夏にかけては、また各市町村に予防対策、駆除対策を呼びかけまして、対策を強化していきたいと思っております。

それから、2点目の保健環境科学研究所の放射能測定装置につきましては、今回の地震では被災しておりませんで、今回、農薬の分析機器でありますとかそういったものが一部破損いたしまして、これまで計上したものはそういった機械でございます。

以上です。

○岩下栄一委員 まあ、九州、あるいは日本が亜熱帯化して、いろんな小動物が繁殖したりして、新たな感染症が発生する危険性は十分あると思うんですね。そういうことを踏ま

えて十分対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○岡崎健康危機管理課長 県内に感染症の指定医療機関が10カ所ございまして、昨年から意見交換会、研修会等を開催するようになっております。そういったことを踏まえまして、輸入感染症対策につきましては、そういった病院を中心に県下全域での対策を強化していきたいと思っております。

○濱田大造委員 2つ質問がありまして、まず、13ページの子ども未来課さんの新規事業で、県が市町村と連携して結婚応援の取り組みをするということですが、ちょっと個人的には、行政がそこまでするのかなという思いもあるんですけども、全国的に都道府県が一律にこういうのをやろうとしているのか、それと、市町村とどんな連携をしているのかというのをもっと具体的に教えてください。

それが1点目で、もう一点が、37ページ、健康づくり推進課さんに質問なんですけれども、1番で、虫歯が熊本県は状況が悪いということなんですけれども、この目標ですね、虫歯のない幼児、3歳未満80%以上にして、12歳児の1人平均1本以下にすると。これはどのくらいの期間で達成しようとしているのか。そして、今まで、熊本県が虫歯が多かった理由というのはどこに求めることができるのか、教えてください。

以上です。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課です。

まず、1点目の結婚応援事業に関する全国的な状況でございますが、現在、国のほうでも少子化対策の推進が課題になっておまして、結婚、妊娠、出産、子育てを包括的につなぎ合わせて支援するというを進めてお

るところでございます。そういった中で、結婚支援というところが徐々にクローズアップされてきておりまして、47都道府県、ほとんどの県でこういった結婚応援、支援する事業というものを実施しております。中には、県自体がマッチングでしたり、センターをつくって、独身者集めてマッチングしたり、そういうパーティーを開いたり、そういったことまでやっているような都道府県もあると聞いております。

そういった中で、今回事業として上げさせていただきますいております市町村との連携という部分でございますが、これは、昨年度も市町村のほうといろいろ意見交換をさせていただきまして、市町村の中には、それぞれ独自に婚活パーティーを実施したりですとか、そういった研修を実施したりとかやっているところもございます。ただ、一方で、まだそういったことを全然考えていないというところもございまして、やはり市町村単独でやるとなっても、なかなか人が集まらなかったり、つながりも広がらないということで、県のほうでも、機運醸成の取り組みですとか、あと、市町村間の連携を図っていただくということをやってほしいという声もございました。そういった中で、県として、県全体の機運醸成ですとか、市町村を集めて、皆さんで結婚の取り組みの最新の状況ですとかを勉強して行って、結婚にいろんな市町村で取り組んでいただこうというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○濱田大造委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 次に、坂本健康づくり推進課長。

○坂本健康づくり推進課長 まず、子供の歯の状況についてのお尋ねでございますけれど

も、虫歯のない幼児、3歳児の目標につきましては、いずれも平成29年度を目標としております。

お尋ねの2点目、子供の虫歯の多い理由ですけれども、特に医学的に何で九州地区が多いかというのは、ちょっとまだはっきりした理由は示されておられません。いろんな会合では、九州地区は暑いので、ジュースとかそういうスポーツ飲料なんかを飲む機会が多いんじゃないかとか、そういう話は聞くのはありますけれども、医学的にきちっと説明されているという理由はございません。

先ほどの目標につきましては、もう29年度ということで、来年度までに達成できるかというのはありますけれども、(2)にありますように、フッ化物洗口をほぼ全校で実施しまして、おおむね25年度ぐらいからが大多数の小中学校で実施しております、3～4年ぐらいやはり効果が出るのにかかるんじゃないかと思っておりますので、29年度、30年度ぐらいからは、全国の順位も底上げがなされるんじゃないかというふうに確信しております。

○濱田大造委員 了解です。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

○濱田大造委員 はい。

○池田和貴委員 健康福祉政策課ですね。ちょっとさっきの介護士のときには関連で質問しようかどうか迷ってたんですけども、予算及び条例等関係の9ページ、社会福祉諸費で外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業というのをやられていますね。フィリピンの方が2名、これはEPAに基づいて来られているんだろうと思うんですけども、やっぱり県内の介護施設のいわゆる人手不足というのはかなりいろんなところから話

があって、その中にやはりもうちょっと日本人だけでは無理なんじゃないかと。やっぱり外国の方にも来てもらってやらぬと、もう多分今後はだめなんじゃないかという話もよく聞くんですよ。それがいいか悪いか、また、今後このEPAの枠がどうなのかとか、いろいろその辺に影響してくるんだろうと思うんですけども、今、このEPAに基づいてこっちに入ってきて、こういう介護現場とかで働いている人は、熊本県内で何名ぐらいいらっしゃるんですかね。

○野尾健康福祉政策課長 今、池田委員がお尋ねになった点については、現場でどれだけ働いているかでなくて、今私たちが熊本県で受け入れている数を申しますと、いわゆる試験を受ける前の数ですね、それを申しますと、今7名、今度の2名を加えて7名いらっしゃいます。内訳は、インドネシア2名、フィリピンの方5名という内訳になっております。

受け入れていただいている施設は、山鹿の施設でして、そこが一施設だけ受け入れていただいているという形になっています。

○池田和貴委員 まあ、そういう意味では、県とすると、こういう人たちがふえてくることは、今の状況からするとしようがないと思うのか、それとも、今後ともふえてくると思うのか、それとも、どうなっていくとか、その辺を考えた上で何か長期的に考えるところありますか。

○野尾健康福祉政策課長 このEPAの問題は、これを言ったらまた怒られるかもしれませんがけれども、国全体でどういうふうなことをやっていくかという話だろうと思います。

EPAにつきましては、国のほうで全体の受け入れ枠を決めた上で国際厚生事業団というところで、いろいろな施設に募集をかけて

割り振りをしていく制度になっておりますので、なかなか入り口が狭められているみたいです。来日数を申しますと、27年の来日数でいいますと、全体で565名、26年度は396名、その前の25年度は275名と、だんだんふえてはいますが、数の割合というのを全体の介護に必要な人材の割合から見たら、そう大きくない数にはなっております。

先ほど、私、7名と答えましたけれども、平成27年度にもインドネシアの方を1名受け入れております。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。

済みません、何かとりとめない質問になってしまったんですけども、問題意識としては持っていていただければと思います。よろしくお願いします。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第28号及び第51号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

それでは、私のほうからは、復旧・復興プランの改訂について御説明を差し上げようと思います。

お手元の資料を確認したいと思います。

4種類あります。まず、今回改訂のポイントというA4の紙1枚、次に、A3の紙、カラー版が2枚、そして復旧・復興プラン案の改訂と本編が1部、それとあと、ロードマップが1部と、4つの資料を用いて説明をいたします。

熊本地震からの復旧・復興プランにつきましては、実を申しますと、8月3日に策定し、約1カ月半での改訂となります。今回の改訂のポイントについては、まず、お手元の資料、先ほど申しました1枚紙をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今回の改訂のポイント、大きく3つございます。まず1つ目は、熊本地震の被害額についてです。これまで、例えば、公共土木や土木施設や農林水産関係、商工関係といった項目ごとは、被害額の公表を行ってまいりましたが、今回、県全体の集計額として今回初めて公表ということになりました。トータルで被害額は約3.8兆円となりました。

各項目の被害額については、プランの本編の2ページに記載をしております。こちらのほうの厚いほうのページに、項目ごとに被害額を掲載させていただいております。

地震発生から5カ月経過し、各分野の被害状況が把握が進んだこと、復旧、復興に必要な施策の充実強化を図るためには、被害の実態をより正確に把握する必要があることから、被災自治体や関係機関からの聞き取りを踏まえ、今回試算したものとなっております。

5月23日に国の内閣府が試算した影響試算では、県全体の被害額の推計につきましては、約1.8兆円から3.8兆円と2兆円の幅をもって公表されておりました。今回の県の試算におきましても、その上限、アッパーにおさまる金額となっております。一番大きな金額は、建築物、住宅関係で2兆377億円となっております。

次に、2つ目は、復旧・復興プランの概ね4年間の取組みの充実・明確化でございます。8月3日に策定した当初のプランでは、復旧、復興に向けた道筋を県民の皆様方に早期にお示しするため、痛みの最小化を目指した早急な対応として、主に平成28年度の取組みを中心に整理しておりました。今回の改訂では、初期の対応から復旧、復興のステージに進む中で、新たな熊本の創造に向けたおおむね4年間の取組みを充実、明確化しております。

具体的には、A3のカラー版をごらんください。よろしいでしょうか。

1枚目のものは、8月策定時から変更はございません。1枚目の資料の右側にあります新たな熊本の創造に向けた概ね4年間の取組み等について、今回の改訂で内容の充実と明確化を図っており、その具体的な内容を次のページ、カラー版に整理しております。よろしいでしょうか。

大きな柱として、(1)から(4)の4つの柱。

(1)安心で希望に満ちた暮らしの創造、(2)未来へつなぐ<sup>たから</sup>資産の創造、(3)次代を担う力強い地域産業の創造、(4)世界とつながる新たな熊本の創造を掲げております。

その中の13の施策ごとに、具体的な取り組みや施策を書き出しております。本日は、具体的に施策を一つ一つ説明しませんが、健康福祉部の分野といたしましては、この(1)でございますとか(2)に関係施策を記載させていただいております。

次に、また、こちらのほうのA4の紙に戻っていただければよろしいでしょうか。

最後の3つ目の変更点といたしましては、ロードマップの内容の一部の修正と項目の追加となります。

今回の改訂では、ロードマップについても、取り組みの進捗に応じた内容の修正と現時点でスケジュール等の整理ができた4つの項目について追加記載を行っております。

それにつきましては、追加いたしました4つの項目につきましては、お手元の資料、波線囲いの中に4項目を書かせていただいております。個々の説明については省略いたしますが、追加を行った以外の項目についても、進捗に合わせて内容修正をさせていただいております。

プランの内容につきましては、引き続き、各部での検討、取り組みの進捗状況の精査、プランへの反映を図ってまいりますとともに、プランに基づき、全庁体制で熊本の復旧、復興に取り組んでまいります。

以上が改訂の内容の説明でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松岡医療政策課長 同じく報告事項、表紙も入れまして2枚の横の紙の地域医療構想の策定についての資料をお願いいたします。

地域医療構想については、地震以降、復旧事業を優先して検討作業を中断しておりましたが、このたび、検討作業を再開しましたの

で、今後のスケジュール含めまして、これまでの状況を御報告させていただきます。

1の構想の内容ですが、本構想は、都道府県が医療介護総合確保推進法等に基づき定めるもので、(1)、(2)の事項を定めることとなっております。(1)ですけれども、2025年の医療需要として推計入院患者数と病床の必要量、いわゆる必要病床数でございます。この数値を構想区域単位で、国が定めた算定式に基づいて、病床の種類ごとに記載することになります。そして、(2)ですが、2025年のあるべき医療提供体制を実現するための施策です。(1)の推計や地域の課題を把握した上で関係する施策を記載することとしております。

2、構想策定に向けた検討状況でございます。

検討体制としましては、県レベルの会議であります県の専門委員会と11保健所単位で地域ごとに検討を行います地域専門部会を設けて検討しております。

表は、昨年度の検討状況です。

主なものとしましては、7月3日からの第1回地域専門部会で、2025年の必要病床数の推計値を提示いたしました。2013年の許可病床数と比較した場合、県全体でマイナスの35.9%といった数字もお示しをしております。

必要病床数と許可病床数の乖離は、これは病床の削減目標ではありませんが、知事から、地域医療の実情を把握するために、対象となる医療機関のヒアリングを行うようにと指示を受けて、11月から3月にかけて全医療機関の聞き取り調査を実施しております。今後の検討にこの調査結果も活用したいと考えております。

3、今後のスケジュールですが、今月の30日に県の専門委員会を、そして10月に地域の専門部会開催を予定しております。

それぞれの会議を年度内に3回ほど開催し

まして、来年3月までには策定したいと考えております。

今後の検討状況につきましては、随時委員会に報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか。

○池田和貴委員 地域医療構想についてなんですけど、これは、実際、いわゆるこの厚生委員会、こういう医療に関する関係の方々で話し合うことは当然だと思うんですが、私も前から言っているんですけども、今地方創生が叫ばれている中で、いわゆる人口減少の地域というのは、医療や介護、福祉に関する雇用の方々が一番大きいわけで、その中で、いわゆるこのベッド数を適正化するということがありますけど、そのベッド数の提言といわゆる地域の雇用の関係だとか、地方創生に与える影響だとか、その辺がどうしても私は心配の種として頭から抜けないんですよ。

そうした意味では、そういった観点も持ちながら、この専門委員会とかで議論がされているのか。また、先ほど説明されましたが、復旧・復興プランの中でも、そういったことも考慮した議論をした中でプランができていくのか、そうしたところが少し見えないものですか、その点はどういう議論が行われているのか、よかったですら教えていただきたいというふうに思います。

○松岡医療政策課長 地域医療構想につきましては、まさしく地域の将来像というのを地域の関係者、これはもう医療だけじゃない、いわゆる福祉の問題も含めて地域のそれぞれの代表者の方々の御意見もいただきながら、将来の課題と現状という問題意識を共有する

ことが一番大事であろうと思っております。

先ほど申し上げましたように、この医療の病床の削減とかいうことではなくて、当然、今後必要な医療機能というのは地域にとってそのまま当然残すということになるかと思うんですが、今の病床のいわゆる機能分化とか連携だとかという言葉は国は使っておりますが、当然、受け皿として、必要な介護であったり、医療の施設、あるいはその在宅医療の支援の強化とかいったものも充実していく必要がありますので、そういった関係者あるいはその関係機関の御意見、いろんな御心配、御不安も含めて、この地域の部会でも議論をしていくことになるかと思っております。

先ほど申し上げました全医療機関の聞き取り調査では、さまざまな御意見、御心配いただいておりますので、今後議論をする中で、地域の一般の方も含めたタウンミーティング的な公聴会といいますか、意見をお聞きする会も交えながら、検討の中でそういった御意見を反映していきたいと思っております。

○池田和貴委員 決められたスケジュールの中で、県としては、これを策定していかなければいけないという時間的制約があって、また、地震がありましたので、このスケジュールも押して押していっているというふうに思うんですね。そういった意味では、皆さん方も大変だというふうに思うんですが、やっぱり、いわゆる医療の観点は非常に重要だと思いつつも、私はいわゆる過疎地と言われる地域には影響がかなり大きいんじゃないかというふうに思うので、ぜひそういう観点は忘れることなくやっていただきたいというふうに思いますし、ここは厚生委員会ですから、ここでお願いをしても、皆さん方はやっぱりこれに基づいてやるんですけども、その他の部分が、この影響をちゃんと理解をしてい

ただくということが重要だと思うんですけども、部長、どうですか、その辺は。例えば、そのほかの部とかそういったところにそういう話が出ているとか、そういう認識はあるんですかね。今の感想をお聞かせいただけますか。

○古閑健康福祉部長 池田委員が御指摘のように、今回、あくまでも地域医療構想ということで、地域の医療を中心とした構想を厚労省の法律制定を踏まえながらやっているところなんですけど、委員御指摘のように、特に過疎地域等において、医療の占める割合といいますか、地域に与える影響といいますか、それが非常に大きいというのは御指摘のとおりだと思いますので、ただ、そうはいましてもというところで、いろんなさまざまな影響等が——その地域の専門委員会で市町村とかにも入っていただいて御意見はいただけるような機会は設けてはいますが、少しその地域に与える影響そのものを、もう少し広く捉えてとか、高い視点から見られるようなところで観点としては持っていきたいという部分はありますけれども、実際、この構想に、じゃあ結果としてそれをどこまで、どういう形で反映できるかまでは、ある程度国のほうが示したパッケージでもありますので、そういう中で考えていきたいというふうに考えておりますけれども。

○池田和貴委員 じゃあ、要望ですが、ぜひ、私は地元において、やっぱりいわゆる医療関係の皆さん方の中ではこういう議論が出るんですけども、やっぱり首長さんとか議会とか、そういったところではあんまりこの辺に対しての意見なんか出ないんですよ。ということは、やっぱり私が言った認識が間違っているのか、私だけの危惧で終わるのか、それともどうなのかというのが、ちょっとわからないというのもあるんですけども、で

も、後で何やというふうにならないように、やっぱりきちんとやっていただきたいというふうに思います。

スケジュールがあるのもわかってますし、やらなければいけないということも理解はしているつもりでありますけど、その行くプロセスの中で十分こういう議論があったということをお伝えいただければ、私としては大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、質疑を終了したいと思います。

次に、その他で委員から何かございませんか。

○濱田大造委員 化血研の問題はまだ決着というのはついてないと思うんですけど、県がどの程度関与しているのか、その状況を教えてください。

○渡辺政策審議監 化血研の問題につきましては、もともと発端としましては、化血研が法に違反した製造を行っていたと、なおかつ、それを隠蔽していたということで、厚労省のほうから110日間の業務停止を受けておりました。その際には、もともと、本来、許可取り消し相当のことをやっているんであって、それを踏まえて、将来的には化血研の名前で製造を行わないことを前提とした体制見直しを行うように、というふうな指導を受けております。

そういったことで、報道にありますように、化血研のほうでは、事業の譲渡という形でいろいろな交渉等がされているところがございますけれども、県といたしましても、一方で、医薬品の製造販売業の権限も持ってお



りまして、その処分権もありながら、地域の経営ということもありますので、県といたしましては、事業譲渡等を進める中で、今ある雇用、それから熊本の拠点としての本店機能ですね、本社機能、それから、いろいろな人材が集って研究開発する、そういった機能、こういったものをぜひ維持、確保していただくような形で事が進むようお願いしたいということで国のほうに申し入れておりまして、いろいろな動き等につきましては、国等と連携しながら取り組んで、情報をいただきながら、必要な対応をしているところでございます。

○濱田大造委員 了解です。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

○濱田大造委員 はい。

○浦田祐三子委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第4回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長